

平成29年 6月21日

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院
評価委員会 委員長 太田博道 様

佐世保市長 朝長 則



地方独立行政法人北松中央病院の第5期中期目標期間繰越積立金の
承認に係る意見について

標記の件について、地方独立行政法人法第40条第5項の規定により意見を求めますので、
別紙様式により平成29年6月30日までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。
す。

以上
(医療政策課)

(参考)

地方独立行政法人法 (抜粋)

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

～ (中略) ～

四 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

五 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。